

自治基本条例策定に向けての提言書

市民がきめる まちのあり方
市民がきめる まちのあり方



平成22年6月

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会

はじめに

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会は、ふじみ野市の「まちのあり方」を定める条例（いわゆる自治基本条例）を策定するにあたり、どのように市民参画を求めていったらいいのかということについて話し合いをすすめてきました。

「多様性こそ人類の宝」と言われますが、そのまちの特性に応じて自治基本条例にも様々なものがあります。そして、それぞれのまちを良くするために、いま、日本中のまちがそれぞれに自治基本条例を作る動きを示し始めています。

ふじみ野市は、合併して5年目の10万人都市です。このまちは、緑の畑や林が安らぎを与え、歴史の景観が息づき、商店街に活気があり、公園で子どもたちが遊んでいる、人間的な雰囲気のあるまちです。

各分野から集まった6人の市民委員は、その経験と熱意をもってふじみ野市のまちづくりについて色々な意見を出し合い、この提言書の提出に至りました。

その過程では、市職員によって構成されたふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会とも意見交換を行い、多角的な視点から検討した事項も含まれています。

立場の違いこそありますが、各委員・職員が共有する地元を愛する気持ちにかわりはありません。

この提言書をもとに、豊かなふじみ野市らしさを大切にして、これからどういうまちにしていきたいのかを考えながら、自治基本条例の策定へと発展させていただければ幸いです。

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会
会長 荒木 正見

目次

1	経緯: なぜ自治基本条例の策定が必要なのか	4
	(1) 時代背景	4
	(2) 「まちのあり方」を定める必要性	4
	(3) ふじみ野市の現状	4
	(4) 自治基本条例とは	5
2	組織: 誰が策定するのか	6
	(1) 市民検討組織の作り方	6
	(2) PR活動(組織立ち上げ前)	6
3	視点: どのように策定していくのか	7
	(1) 市民検討組織の構成	7
	①部会構成案	
	②審議会などの必要性	
	(2) 条例案の策定方法	8
	(3) 市議会との関わり方	9
	(4) 行政との関わり方	9
	①市との関係	
	②市職員の参加	
	(5) 条例の名称について	10
	(6) PR活動(組織立ち上げ後)	10
	(7) 関係組織等との関わり方	11
	(8) 条例策定計画(案)	11

【資料】

会議経過	12
ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)市民準備会設置要綱	13
ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)市民準備会名簿	14
ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)職員研究会設置に関する内規	15
ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)職員研究会名簿	16

1 経緯：なぜ自治基本条例の策定が必要なのか

(1) 時代背景

平成12年の地方分権改革以降、国と地方自治体との関係は対等・協力の関係を強化する方向を目指し、地方自治体の権限は大きくなりました。

これに伴い、「地域のことは地域で決める」自己決定・自己責任の重さも増え、各自治体は画一的で均等な運営から、地域の実情に合わせた自主・自立性を持った自治体運営を求められるようになりました。

特に、市民の求めるまちを、市民自身の力の出し合いの中で作り上げていくことが大切になってきています。

(2) 「まちのあり方」を定める必要性

時代の急速な変化により市民ニーズが多様化し、行政だけでなく、NPOや市民活動団体による自主的で専門的な新しい公共サービスの提供が求められるようになりました。事実、市民の中には今までになく自主的な諸活動が広がっており、市政への関心も大きく高まっています。

このような状況の中では、市民・市議会・行政が互いの立場や特性を理解・尊重し、役割などを十分認識した上で、共に知恵を出し合い、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現していくことが重要です。

そこで、市民・市議会・行政が協働していく上での役割、効果的で持続可能な自治体経営における市民の参加や情報共有の方法など、新しい視点でこれからの「まちのあり方」を定める必要性が生まれてきました。

(3) ふじみ野市の現状

ふじみ野市は平成17年10月に旧上福岡市と旧大井町が合併してできた若いまちです。

都心近郊ということもあり、若い世代や子育て世代の流入により人口は増加傾向にあるものの、その一方で急速に高齢化が進んでいます。

旧市町の歴史と特色を尊重しながらも、本市のこのような特徴を活かし、世代を越えた市民の融和により新たな文化と活気を育てていく必要があると思います。

このような要請の中、「協働のまちづくり」は、総合振興計画において、ふじみ野市の将来像を実現するために実施する分野別の各施策の根底に流れる重要な考え方として位置づけられています。そして、協働のまちづくりを実現するために、市民自治の拠り所となるまちのあり方や市民参画のルールを定めた自治基本条例の策定を検討していくことが前期基本計画(平成20年度から平成24年度までの5か年計画)においても定められています。

(4) 自治基本条例とは

この「まちのあり方」を定める「自治基本条例」には、市民・市議会・行政といった自治主体の権利や責務を定めるほか、行政運営上掲げるべき理念、それを担保する諸制度、その他の条例への委任規定を設ける必要があります。

そして、「まちのあり方」の基本原則を定めるという性質から、数ある自治体の法規の中でも最高規範として位置づけ、この条例を頂点とした法体制を整えていく必要があります。

さらに、この条例は制定することが目的ではなく、この自治基本条例を拠り所としながら市民が市議会・行政と協働して住みよいまちづくりに積極的に参加していくことが期待されています。

それには、条例策定後も日々刻々と変わる社会情勢と照らし合わせて条例の見直しを定期的に行うことで、実際の市民参加を促しやすいような柔軟性を持たせることも必要となります。

2 組織：誰が策定するのか

(1) 市民検討組織の作り方

条例案を検討していく組織は、「徹底的に議論をして条例案を策定していく作業に参加できる人」を条件とし、ふじみ野市のまちづくりに熱意のある人を定数制限なく集めるために公募することを提案します。

募集対象は外国籍を含む高校生以上のふじみ野市内在住・在学・在勤・在活動者とします。

その一方で、様々な分野や団体からの応募があるように、かつ有識者が参加できるように、事前に働き掛けることも必要です。

また、状況によっては学識経験者などを迎え、組織の運営に対する助言や他自治体の情報提供を受けることができるような体制も必要になります。

なお、将来を担う中学生以下の子どもたちの意見については、作文・絵のコンクール・ワークショップ・勉強会などを通して取り入れることが必要です。

(2) PR活動（組織立ち上げ前）

市民検討組織公募前は、ふじみ野市のまちづくりに意欲のある人を集めるため、条例の必要性などを十分に周知する必要があります。

そして、PR活動ではイラスト・写真・キャッチフレーズを使って分かりやすくすることを心掛けることが大切です。

PRの方法例

期間	市民検討組織立ち上げ前
方法例	<ul style="list-style-type: none">・ 総会、イベント（おおい祭り・上福岡七夕まつりなど）、街頭でチラシや啓発物資（ウェットティッシュ・クリアファイル）を配布する。・ 市報、市ホームページ、市広報板、のぼり旗、横断幕、懸垂幕・ 募集説明会・ 全庁説明会（職員向け）

3 視点：どのように策定していくのか

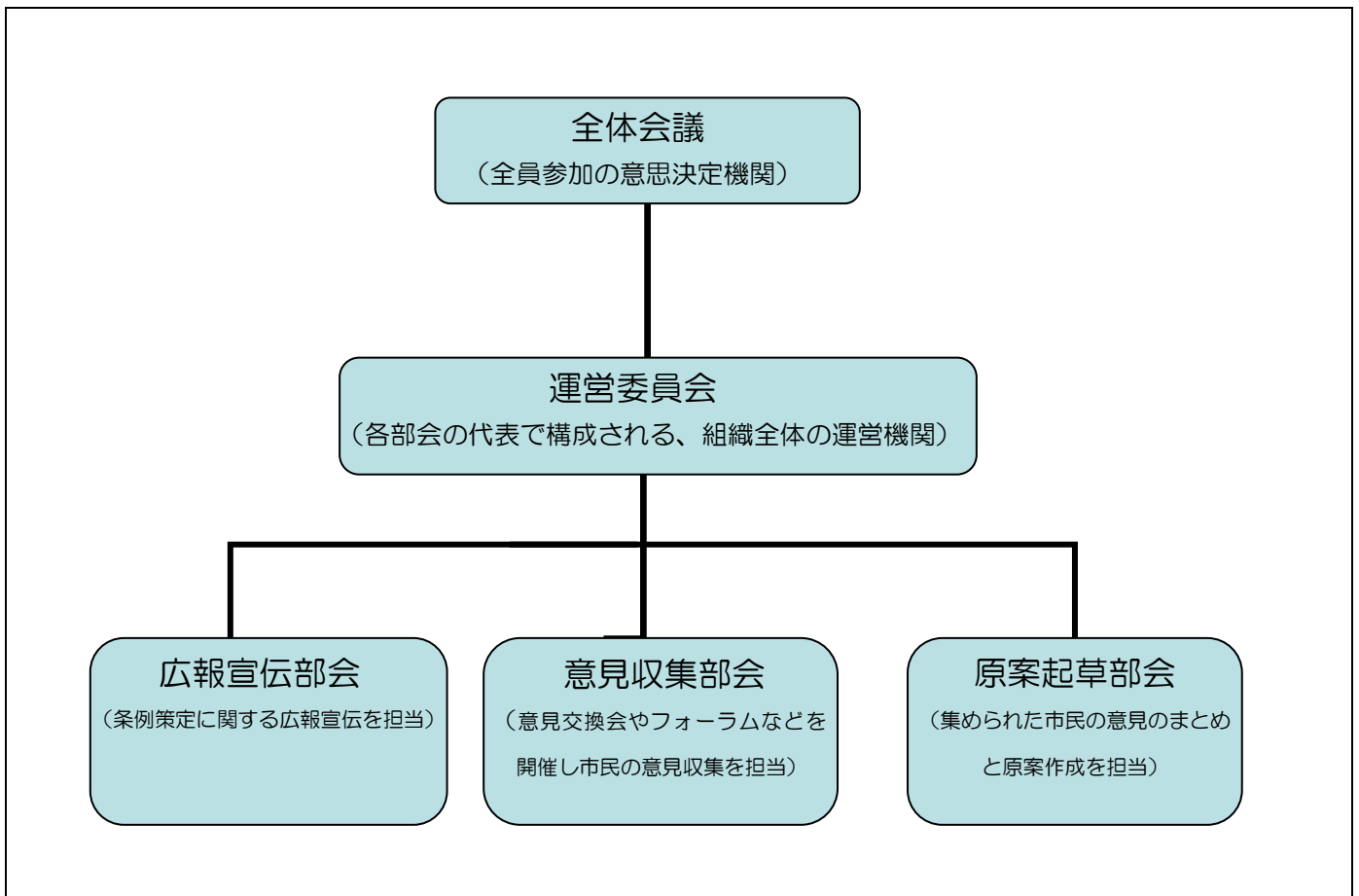
(1) 市民検討組織の構成

① 部会構成案

策定にあたっては、市民検討組織の活動をPRしながら、意見交換会などを開催して市民の意見を集め、それを元に検討・調整を重ねて条例案を策定していくという方法をとることが望ましいと考えます。そこで、組織の構成として、全体会議・運営委員会・広報宣伝部会・意見収集部会・原案起草部会の部会を設置することを提案します。(市民検討組織のイメージ図参照)

このほか、部会の下にチームを作るなど、状況に応じて柔軟に対応できる体制が必要です。

市民検討組織のイメージ図



② 審議会などの必要性

条例案は、市民の意見を取り込みながら、市民によって構成された検討組織により策定されていく方法を取るため、その内容は市民の意見が十分反映されたものになることが想定されています。

しかし、市民全体の視点から見た時に、その内容に極端な偏りが無いか、また専門的観点から問題は無いのかという客観的な講評を仰ぐことも必要です。

市民が作った条例案の基本趣旨を変えることの無いように配慮しつつ、本当の意味で市民目線での内容が盛り込まれているのかを確認するためにも、専門的・客観的立場から条例案の内容を講評できる組織（審議会など）を関与させることが必要です。

(2) 条例案の策定方法

策定にあたっては、市民検討組織が市民から広く意見を集め、それらの意見を検討・調整し、条例案に反映させていくという裾野の広い市民参加の方法をとることが必要です。

そのためには、様々な分野の団体や市民を対象に、意見交換会等を開いて意見を集めていく必要があります。

また、市民検討組織は、他自治体のこの種の条例策定経験についての情報等による研究・学習を深めなければなりません。さらに、市民の意見を集める前には、集める意見の目的や分野、評価等を定めておくほか、市民検討組織の委員も、意見交換会等を運営するためのスキルを学ばなくてはなりません。

なお、意見交換会等に参加できない市民からの意見を取り込む方法も別途考えておく必要があります。

意見収集の方法例

- ・ イベント（シンポジウム、フォーラム）
- ・ メールマガジン
- ・ 広報で募集し、集まって話し合ってもらう方法
- ・ 市内各地域へ出向く方法（出前講座、インタビュー）
- ・ 街頭キャンペーン
- ・ 無作為抽出による市民参加

(3) 市議会との関わり方

市民を代表する市議会に関する条例項目の定め方や、市議会の条例策定への関わり方には様々な方法があるため、相互連絡や調整を図った上で最良の方法を採用する必要があります。

(4) 行政との関わり方

① 市との関係

市民検討組織は、従来のように定められた要綱の中で運営されるものではなく、市とパートナーシップ協定※を結び、条例案策定においては市と対等であることを確認した上で活動することが望まれます。具体的には、市民検討組織が立ち上がったから項目内容を調整し、市と協定を締結していくことになります。

②市職員の参加

市は、市民検討組織を支え関係組織との連絡調整を図る事務局と、市民検討組織の立ち上がりから一体となって条例策定に参加する職員組織を設置するとともに、この条例に対する市職員の自主的な研究を奨励することが必要です。

※ パートナーシップ協定とは

条例案策定における市民検討組織の役割、市の役割、さらに策定された条例案の取り扱いについて定めたもの。

(5) 条例の名称について

「まちづくり」では都市計画と混同される可能性があるため、正式名称が決まるまでは、サブタイトルやキャッチフレーズをつけて「自治基本条例」を使用していくことが必要です。

キャッチフレーズ

「市民がきめる まちのあり方 ふじみ野市・自治基本条例」

(6) PR活動（組織立ち上げ後）

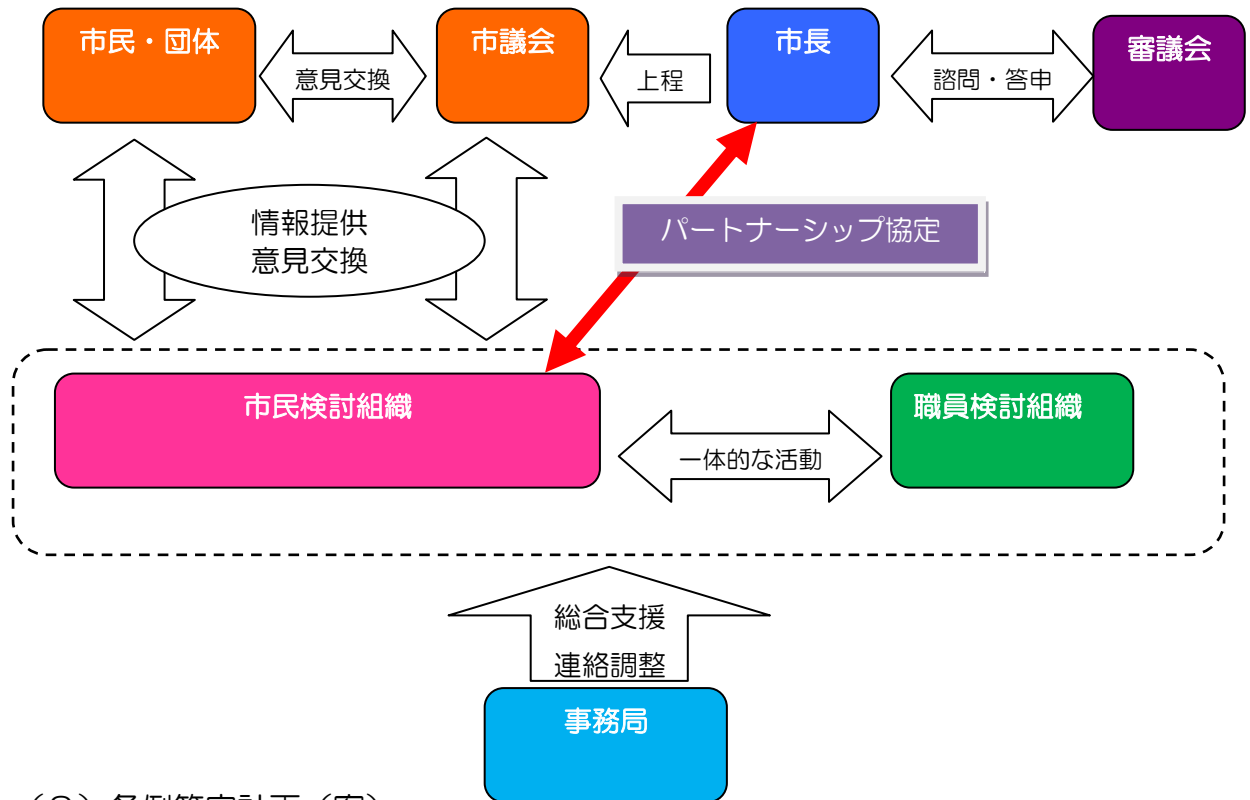
市民検討組織立ち上げ後は、その活動内容を常時発信し、まちづくりに対する市民の意見の醸成を図るようする必要があります。

そして、PR活動ではイラスト・写真・キャッチフレーズを使って分かりやすくすることを心掛けることが大切です。

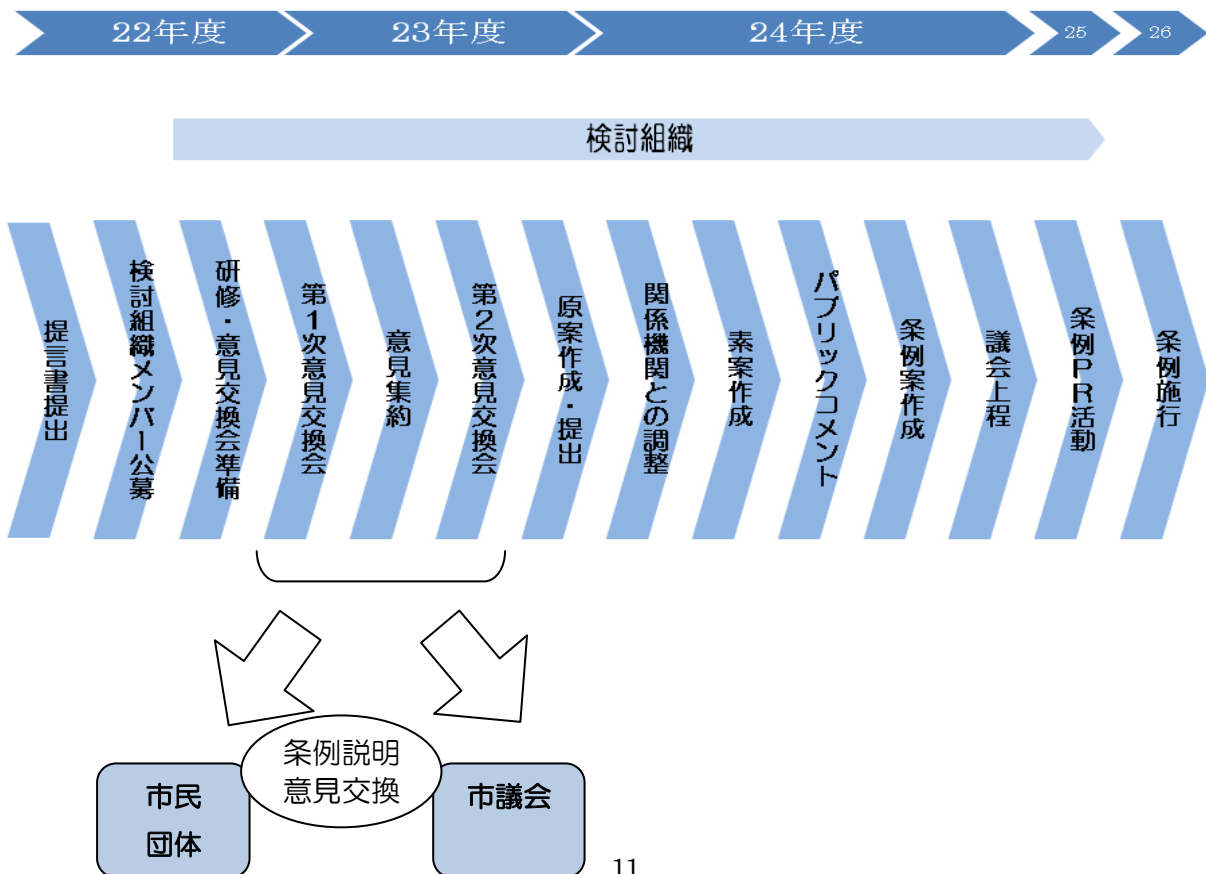
PRの方法例

期間	市民検討組織立ち上げ後
方法例	<ul style="list-style-type: none">・ 総会、イベント、街頭でチラシや啓発物資を配布する。・ 市報、市ホームページ、市広報板、のぼり旗、横断幕、懸垂幕・ 市民向け説明会（経過報告）・ 全庁説明会（職員向け）

(7) 関係組織等との関わり方



(8) 条例策定計画（案）



【資料】

会議経過

回	日付	市民準備会	日付	職員研究会
第1回	平成22年 1月16日	・ 市民準備会の役割について	平成22年 1月8日	・ 職員研究会の職務について
第2回	2月10日	・ まちづくり基本条例について （ニセコ町の取り組み） ・ 他自治体の事例について ・ 市民検討組織のあり方について	2月16日	・ まちづくり基本条例について （ニセコ町の取り組み） ・ 他自治体の事例について ・ 市民検討組織のあり方について
第3回	3月10日	・ 市民検討組織のあり方について ・ 市民検討組織の立ち上げまでのPRについて	3月9日	・ 市民検討組織のあり方について
第4回	4月14日	・ 市民検討組織の立ち上げまでのPRについて ・ 市民検討組織をサポートする職員組織について ・ 市民検討組織活動計画について	4月13日	・ 市民検討組織の立ち上げまでのPRについて ・ 市民検討組織をサポートする職員組織について
第5回	5月12日	・ 提言書の内容について	5月7日	・ 市民検討組織に関わる職員組織について ・ 市民検討組織活動計画について ・ 職員研究会の報告書について ・ 市民準備会からの要望について
第6回	5月28日	・ 提言書の内容について		
第7回	6月25日 （職員研究会 の職員も出席）	・ 提言書の内容について		

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会設置要綱

（設置）

第1条 ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)（以下「基本条例」という。）の策定前手続として、その策定過程における市民の参画方策等について検討及び整理し、市長に提言するため、ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 準備会は、基本条例を策定する過程における市民の参画方策等に係る施策の提言に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 準備会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町会、自治会及び町内会を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知識及び経験を有すると市長が認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市民の参画方策等を市長に提言した日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 準備会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 準備会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第7条 準備会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 準備会の庶務は、くらし安全課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が準備会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)市民準備会名簿

(敬称略)

	委員番号	内 容	氏 名	備 考
1	1号委員	学識経験を有する者	荒木 正見	地域健康文化学研究所 所長
2	2号委員	町会、自治会及び町内 会を代表する者	村上 則男	ふじみ野市町会・自治会連合会 会長
3	3号委員	知識及び経験を有する と市長が認める者	菅井 努	ふじみ野市商工会 理事
4			石井 ナナエ	特定非営利活動法人 ふじみの国際交流センター 代表理事
5			吉沢 悦子	市民活動支援センター コーディネーター
6			谷川 宏	まちづくり人材登録者

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会設置に関する内規

（設置）

第1条 市は、ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定に資するため、ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）職員研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 研究会は、条例の策定に向けた手法の検討、課題の整理、課題解決のための調査及び研究に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 研究会は、副主査以下の職にある者のうち、所属長の推薦する者又は自ら推薦する者8人以内で組織する。

2 研究会には、リーダーとサブリーダーを置く。

3 リーダーとサブリーダーは研究会構成員の互選とする。

（リーダー及びサブリーダーの職務）

第4条 リーダーは、研究会を総理し、研究会を代表する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 研究会の会議は、必要に応じてくらし安全課長が招集し、リーダーが会議の議長となる。

（関係職員の出席等）

第6条 研究会は、第2条に規定する事務を遂行するために必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 研究会の庶務は、くらし安全課において処理する。

（その他）

第8条 この内規に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、くらし安全課長が別に定める。

附 則

この内規は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

ふじみ野市まちづくり基本条例(仮称)職員研究会名簿

平成22年4月1日現在

組織	職員名	課・係
リーダー	関根 寛之	改革推進室 計画・評価係
サブリーダー	小林 久美	環境課 環境係
	中村 よし美	市民課 出張所
	本橋 直人	産業振興課 商工労政係
	松原 靖子	福祉課 庶務係
	風間 正博	都市計画課 開発係
	國分 英良	生涯学習課 文化財保護係
	井口 恵美子	大井中央公民館 事業係